7　二千十年より前に目標制度に参加した国の間の郵便物の流れに適用する料率は、業務の質に応じた到着料を適用する前の二千九年の料率を下回るものであってはならず、かつ、次の料率を下回るものであってはならない。

7.1　二千十年については、一通当たり〇・一六五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六六九ＳＤＲ

7.2　二千十一年については、一通当たり〇・一六九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七〇九ＳＤＲ

7.3　二千十二年については、一通当たり〇・一七三ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七五〇ＳＤＲ

7.4　二千十三年については、一通当たり〇・一七七ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七九二ＳＤＲ

8　大量郵便物を除くほか、新たに目標制度に参加する国への、このような国からの又はこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

8.1　二千十年については、一通当たり〇・一五五ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・五六二ＳＤＲ

8.2　二千十一年については、一通当たり〇・一五九ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六一〇ＳＤＲ

8.3　二千十二年については、一通当たり〇・一六四ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・六四八ＳＤＲ

8.4　二千十三年については、一通当たり〇・一六八ＳＤＲ及び重量一キログラムにつき一・七〇二ＳＤＲ

9　大量郵便物の補償金は、3から7までに定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。

10　二国間の別段の合意がある場合を除くほか、バーコード付き識別子が付されていない書留郵便物及び保険付郵便物又は万国郵便連合の技術標準Ｓ10に適合しないバーコード付き識別子が付された書留郵便物及び保険付郵便物の一通当たりの追加の補償金は、〇・五ＳＤＲとする。

11　二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第二十九条　移行制度に参加している国の指定された事業体への、このような国の指定された事業体からの及びこのような国の指定された事業体の間における郵便物の流れに適用される到着料についての規定

1　移行制度に参加している国の指定された事業体が目標制度に参加する準備のため、通常郵便物（大量郵便物を含み、Ｍ郵袋及び国際郵便料金受取人払郵便物を除く。）の補償金は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十四・六四通に基づき、二千九年の調整後の料率から年二・八パーセントの増加を基礎として設定される。

2　国際郵便料金受取人払郵便物の補償金は、通常郵便に関する施行規則に定めるところによる。

3　移行制度に参加している国への、このような国からの及びこのような国の間における郵便物の流れに適用する料率は、次のとおりとする。

3.1　二千十年については、一通当たり〇・一五五ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・五六二ＳＤＲ

3.2　二千十一年については、一通当たり〇・一五九ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・六一〇ＳＤＲ

3.3　二千十二年については、一通当たり〇・一六四ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・六四八ＳＤＲ

3.4　二千十三年については、一通当たり〇・一六八ＳＤＲ及び一キログラムにつき一・七〇二ＳＤＲ

4　年間総重量が百トンを下回る郵便物の流れについては、郵便物の重量一キログラムごとの料率及び一通当たりの料率を組み合わせた料率は、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数である十四・六四通に基づき、重量一キログラムごとの料率に変換する。その際には、次の料率を適用する。

4.1　二千十年については、一キログラムにつき三・八三一ＳＤＲ

4.2　二千十一年については、一キログラムにつき三・九三八ＳＤＲ

4.3　二千十二年については、一キログラムにつき四・〇四九ＳＤＲ

4.4　二千十三年については、一キログラムにつき四・一六二ＳＤＲ

5　年間総重量が百トンを上回る郵便物の流れについては、差出側の指定された事業体及び名あて側の指定された事業体のいずれもが、料率の変更の仕組みの枠内で、郵便物の重量一キログラムに包有される郵便物の全世界の平均通数ではなく、郵便物の重量一キログラムに包有される実際の郵便物数に基づいた料率への変更を要請しない場合には、4に定める重量一キログラムごとの固定の料率を適用する。料率の変更の仕組みのための標本抽出については、通常郵便に関する施行規則に定める条件に従って行う。

6　4に定める料率を引き下げるための料率の変更は、移行制度に参加している国が目標制度に参加している国に対して料率の変更を請求しない限り、目標制度に参加している国が移行制度に参加している国に対して行うことができない。

7　目標制度に参加している国の指定された事業体への大量郵便物の補償金は、前条に定める一通当たりの料率及び重量一キログラムごとの料率の適用により設定される。受領した大量郵便物について、移行制度に参加している国の指定された事業体は、3の規定に従って補償金を請求することができる。

8　二国間の合意がある場合を除くほか、この条の規定については、いかなる留保も付することができない。

第三十条　業務の質を改善するための基金

1　到着料及び業務の質を改善するための基金に関し、大会議において第五集団の国に分類された国に対してすべての国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第五集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の二十パーセント分増額される。第五集団の国に分類された国の間における支払は、行わない。

2　大会議において第四集団の国に分類された国に対して大会議において第一集団の国に分類された国及び地域が支払う到着料（Ｍ郵袋、国際郵便料金受取人払郵便物及び大量郵便物についての到着料を除く。）は、第四集団の国に分類された国における業務の質を改善するための基金への支払のため、前条に定める料率の十パーセント分増額される。